

V 補装具・日常生活用具等

1 補装具費(購入・借受・修理)の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種類別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

*印:介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。

座位保持いす・**起立保持具**・**頭部保持具**・**排便補助具**は18歳未満の人が対象です。

障 がい 別	補 装 具 の 種 類
肢 体 不 自 由 者 (児)	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、座位保持装置、 座位保持いす ・ 起立保持具 ・ 頭部保持具 ・ 排便補助具 、 *歩行器、*歩行補助つえ(1本つえを除く。)、*車いす *電動車いす
視 覚 障 が い 者 (児)	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴 覚 障 が い 者 (児)	補聴器
内 部 障 が い 者 (児) (心臓・呼吸器障がい)	*車いす
肢 体 不 自 由 者 及 び 言 語 機 能 障 が い 者	重度障がい者用意思伝達装置

【必要なもの】① 申請書 ② 医師の意見書(及び「処方」) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)
④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)

*原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

2 門真市難聴児特別補聴器給付事業

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給され、申請者が3分の1(100円未満は100円に切り上げ)を負担します。

対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯または生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

なお、障がい福祉課に備付けの医師の意見書を添えての申請になります。

*特別補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

- ① 障がい福祉課で「意見書」を受け取ります。
申請者は、希望する補装具の意見書を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書の提出が必要なもの（歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ）もあります。



- ② 「意見書」を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

※ なお、電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書は必要ありません。



- ③ 医師の「意見書」に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



- ④ 「申請書」・「意見書」・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「個人番号カード(マイナンバーカード)」・「委任状(任意代理人の場合は必要です。)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤ 市から大阪府へ意見書と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥ 概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦ 「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「受領印」を「交付券」に押します。

- 以上が一般的な申請の流れになります。大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

3 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、課税総所得金額が770万円未満世帯及び生活保護に属する児童で、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児となります。

大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1(10円単位四捨五入)を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

- ※ 補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

4 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

対象者：① 身体障がい者(児)・難病患者(児) ② 知的障がい者(児)・精神障がい者(児)
③ 小児慢性特定疾病児童等

*印:介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請になります。

☆印:障がい福祉課に備付けの意見書を添えての申請となります。

○印:高齢福祉施策対象の人は、高齢福祉課での申請になります。

注意 …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

① 身体障がい者(児)・難病患者(児)の日常生活用具 身 難

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用年数	備 考	
給付	介護・訓練支援用具	* 特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 (ただし、満18歳未満の 人を除く。)	腕、脚等の訓練ので きる器具を附属し、 原則として使用者の 頭部の傾斜角度を 個別に調整できる 機能を持つ。	8年	
		* 特殊マット	下肢又は体幹機能障がい 1級	褥瘡の防止又は失 禁等による汚染又は 損耗を防止できる 機能を持つ。	5年	常時介護を要す る人に限る。
		* 特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1級 原則、学齢児以上	尿が自動的に吸引さ れるもので、容易に 使用できる。	5年	常時介護を要す る人に限る。
		入浴担架	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上	障がい者を担架に の乗せたままリフト装置 により入浴させる。	5年	入浴に当たって 家族等他人の 介助を要する人 に限る。(1世帯 につき1台のみ)
		* 体位変換器	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上	介助者が障がい者の 体位を変換させるの に容易に使用でき る。	5年	下着交換等に当 たって、家族等 他人の介助を要 する人に限る。

くぶん 区分	しゅ 種	もく 目	しょうがい および 程度 障がい及び程度	せい 性	のう 能	たいよう 耐用 年数	び 備 考
きゅうふ 給付	かいご 介護・訓練支援用具	*移動用リフト	か しま た い かん き の う し ょ う 下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 げんそく さいいじょう 原則、3歳以上	かいごしや 介護者が	じゅうたんたいしゅう 重度身体障 がい者を移動させる に当たって、容易に 使用できるもの。ただ し、天井走行型その 他住宅改修を伴うも のを除く。	4 年	せたい 1世帯につ き1台のみ。
		くんれん 訓練用ベッド	か しま た い かん き の う し ょ う 下肢又は体幹機能障がい 1・2級 げんそく がくれいじ いじょう さいいみ 原則、学齡児以上18歳未 満	うで 腕、脚等の訓練ので きる器具を附帯し、 原則、使用者の頭 部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を持 つ。	8 年		
		くんれん 訓練いす	か しま た い かん き の う し ょ う 下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 げんそく さいいじょう さいいみ 原則、3歳以上18歳未 満		5 年	げんそく 原則として 付属のテー ブルを付け る。	
じりつせい 自立生活支援用具	*入浴補助用具	か しま た い かん き の う し ょ う 下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 げんそく さいいじょう 原則、3歳以上	にゅうよくじ 入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への 入浴等を補助でき、 容易に使用できる。 ただし、設置に 住宅改修を伴うもの を除く。	8 年			
	*便器	か しま た い かん き の う し ょ う 下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 げんそく がくれいじ いじょう 原則、学齡児以上	しょうがい 障がい者が容易に 使用できる。ただし、 とりか げんそく 取替えに当たり、住 宅改修を伴うものを 除く。	8 年	ひつよう 必要に応じ、 て 手すりをつけ ることができ る。		
	とうぶ 頭部保護帽	へいこうき 平衡機能・下肢若しくは体 幹機能障がい げんそく さいいじょう 原則、3歳以上		3 年			
	じじょう T字状・棒状のつえ	へいこうき 平衡機能・下肢若しくは体 幹機能障がい げんそく さいいじょう 原則、3歳以上	しょうがい 障がい者が容易に 使用できる。	3 年	いちぶ 一部又は全 部に夜行材 がいそう がいろ 外装に白色 または黄色 ラッカーを つけること ができる。		

区分	種 目	障がい及び程度	性 能	耐用 年数	備 考
給付 自立生活支援用具	*移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢若しくは 体幹機能障がい の移動等に介助を必要とする人 原則、3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有する。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	特殊便器	上肢機能障がい1級 原則、学齢児以上	温水温風を出す。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	○火災警報器	身体障がい1級・2級	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(一世帯1台のみ)
	○自動消火器	身体障がい1級・2級	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できる。	8年	火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)
	○電磁調理器	視覚障がい1級・2級	視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)

くぶん 区分	しゅ 種	もく 目	しょうがいおよび程度	せい 能	たいよう 年数	びこう 備考
給付 きゅうふ	自立生活支援用具 じりつせいかつしえんようぐ	歩行時間延長信号機 ほこうじかんえんちようしんごう きようこがたぞうしんき	視覚障がい1級・2級 （ただし、満18歳未満の ひとのぞく。）	視覚障がい者が容易 に使用できる。	10 ねん	
		聴覚障がい者用屋内信号装置 ちやうかくしょう しやようおくないしんごうち	聴覚障がい2級 （ただし、満18歳未満の ひとのぞく。）	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚で きる。	10 ねん	聴覚障がい 者のみの世 帯及びこれ に準ずる世 帯で、日常 生活上必要 と認められ る世帯 （1世帯1台 のみ）
		透析液加温器 とうせきえきかおんき	じん臓機能障がい1級又 は3級 （原則、3歳以上）	透析液を加温し、一 定温度に保つ。	5 ねん	自己連続携 行式腹膜灌 流法（CAP D）による透 析療法を行 う人
	在宅療養等支援用具 ばいたくりようようとしえんようぐ	☆ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい 1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身 体障がい者であって必 要と認められる人で、 吸入加湿処置により呼 吸に伴う負担の軽減を 図るため必要と認めら れる人	障がい者が容易に 使用できる。	5 ねん	電気式たん 吸引器ネブ ライザー一 両用器との併 給不可
		☆電気式たん吸引器 でんきしき きゅういんき	(1) 呼吸器機能障がい 1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身 体障がい者であって、 必要と認められる人	障がい者が容易に 使用できる。	5 ねん	電気式たん 吸引器ネブ ライザー 両用器との 併給不可

くぶん 区分	しゅめい 種目	しょうがいおよびていど 障がい及び程度	せい 性能	たいよう 耐用 年数	びこう 備考
給付	☆電気式たん吸引器 ネブライザー 両用器	(1) 身体障がい者手帳に呼吸機能に係る障がい程度が1級又は3級と記載されている人 (2) (1)と同程度の重度身体障がい者(児)であつて必要と認められる者で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる人	障がい者が容易に使用できる。	5年	ネブライザー(吸引器)又は電気式たん吸引器との併給不可
	(音声式) 盲人用体温計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の 人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	(音声式) 盲人用体重計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の 人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	(音声式) 盲人用血圧計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の 人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	ハルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が 必要な人	呼吸状態を継続的に モニタリングすること が可能な機能を有し、 介護者等が容易に 使用できる。	—	

<p style="text-align: center;">情報・通信支援用具 給付</p>	<p>補助装置 携帯用会話 装置</p>	<p>音声言語機能障がい又は 肢体不自由、難病患者 (児)等で、発声・発語に 著しい障がいを有する人</p>	<p>携帯式で、言葉を音 声又は文章に変換す る機能を有し、容易に 使用できる。</p>	<p>5年</p>	
	<p>支援用具 情報・通信 装置</p>	<p>上肢又は視覚障がい1級 ・2級で、必要と認められ る人</p>	<p>障がい者が容易に 使用できる。</p>	<p>5年</p>	
	<p>点字 ディスプレイ</p>	<p>視覚及び聴覚障がいの 重度重複障がい者(原 則、視覚障がい2級以上 かつ聴覚障がい2級。た だし、満18歳未満の人を 除く。)</p>	<p>文字等のコンピュータ 一の画面情報を点字 等により示すことがで きる。</p>	<p>6年</p>	
	<p>点字器</p>	<p>視覚障がい者で必要と 認められる人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>7年</p>	<p>携帯用は5年</p>
	<p>点字 タイプライター</p>	<p>視覚障がい1級・2級</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>5年</p>	<p>本人が就労若 しくは就学して いるか又は就 労が見込まれ る人に限る。</p>
	<p>点字 毎日</p>	<p>視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>—</p>	<p>事前に登録が 必要</p>
	<p>点字 図書</p>	<p>視覚障がい1級・2級 主に点字によって情報を 入手している人</p>	<p>視覚障がい者が容易 に使用できる。</p>	<p>—</p>	<p>事前に登録が 必要</p>
	<p>聴覚障がい者用 通信装置</p>	<p>聴覚障がい又は発声・ 発語に著しい障がいを 有し、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として 必要と認められる人 原則、学齢児以上</p>	<p>一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに文字等により 通信が可能な機器で あり、容易に使用でき る。</p>	<p>5年</p>	<p>FAXのみ (ただし、複合 機は除く。) 1世帯につき 1台のみ</p>
	<p>聴覚障がい者用 情報受信装置</p>	<p>聴覚障がいを有し、必要と 認められる人</p>	<p>映像、字幕及び手話 通訳付番組並びに災害 時の聴覚障がい者向け 緊急情報等を受信し、 かつ、地上波放送に字 幕及び手話通訳を合成 する機能を有する。</p>	<p>6年</p>	<p>1世帯につき 1台のみ</p>

くぶん 区分	しゅ 種 目		しょう 障がい及び程度	せい 性 能	たいよう 耐用 ねんすう 年数	びょう 備 考
きゅうふ 給付		しかくしょう 視覚障がい者用 かくだいどくしよき 拡大読書器	しかくしょう 視覚障がい、ほんそうち 本装置に よじしよ より文字等をよ 読むことが かのう 可能になる人	がぞうにゆうりよくそうち 画像入力装置をよ み たいもの(印刷物等) のうえにおくことで、簡 単に拡大された画像 (もじしよ) (文字等)をモニター に映し出せる。又は さつぞう 撮像した活字を文字 としてにんしき 認識し、おんせい 音声 しんごう 信号に変換して出力 できる。	8 年	
	じょうほう 情報・通信支援用具	しかくしょう 視覚障がい者用ポ ータブルレコーダ ー	しかくしょう 視覚障がい1級・2級 げんぞく 原則、がくれいじいじよ 学齢児以上	(1) おんせいしよ 音声等により操 作ボタンが知覚し 又はにんしき 認識でき、かつ、DAISY方式に よるろくおんおよ 録音及び当 該方式により記録 された図書の再 せい 生が可能な製品 であって、視覚障 がい者が容易に 使用できる。 (2) おんせいしよ 音声等により操 作ボタンが知覚 し、又はにんしき 認識で き、かつ、DAISY ほうしき 方式により記録さ れた図書の再生 が可能な製品であ って、視覚障がい 者が容易に使用 できる。	6 年	もうじんよう 盲人用テー プ レコーダーとの へいきゅうふ 併給不可
	じょうほう 情報・意思疎通支援用具	しかくしょう 視覚障がい者用活 字 ぶんしよよみあ 文書読上げ装置	しかくしょう 視覚障がい1級・2級 (ただし、まん18さいみまん の 人を除く。)	かつじ 活字とどういっしめんじよ 同一紙面上に けいさい 掲載された当該活字 をコード化した情報を おんせい 音声によりつた 伝える 機能をもつもので、 しかくしょう 視覚障がい者が容易 に使用できる。	6 年	

くぶん 区分	しゅ 種	もく 目	しょう 障がい および ていど 程度	せい 性 のう 能	たいよう 耐用 ねんすう 年数	び 備 こう 考
給付	情報・意思疎通支援用具	デジタル 対応ラジオ 視覚障がい者 用地上	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	テレビ音声及びAM /FM放送を受信す る機能を有し、かつ 災害時の緊急放送 を受信するもので、 視覚障がい者が 容易に使用できる。	6年	
		ICタグ レコーダー 視覚障がい者 用	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	取り付けたICタグ からその物品等の 名称や情報を音声 にて再生が可能な 製品であって視覚障 がい者が容易に 使用できる。	6年	
		盲人用 テープレコーダー	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	視覚障がい者が容易 に使用できる。	5年	視覚障がい者 用ポータブル レコーダーと の併給不可
		盲人用 時計	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の ひとを除く。)	視覚障がい者が容易 に使用できる。	10年	音声時計は、 手指の触覚に 障がいがある ことで触読式 時計の使用が 困難な人を原 則とする。
		人工 喉頭	喉頭を摘出した障がい者	障がい者が容易に 使用できる。	5年	

くぶん 区分	しゅ 種 目		しょうがい およ び 程度 障がい及び程度	せい のう 性 能	たいよう 耐用 年数	び 考 備 考
給付 きゅうふ	排せつ管理支援用具 はいせつかんりしえんようぐ ☆紙おむつ等(紙おむつ、おしりふき用ウエットティッシュ、紙おむつ廃棄専用ゴミ袋) かみおむつとう(かみおむつ、おしりふきようウエットティッシュ、かみおむつはいきせんようぶくろ)		<p>身体障がい者手帳の しんたいしょうがいしやてちよう 交付を受けている人(児) こうふうを受けているひと(じ)</p> <p>で次の各号に掲げるもの つぎかくごうかか</p> <p>(1) 直腸・ぼうこう機能障 ちよくちようぼうこうきのうしょう がいで、治療によって ちりようちりよう 軽快の見込のないスト けいかいみこみ ーマ周辺の皮膚の著 しゅうへんひふいちじろ しいびらん、ストーマの へんけいのためストーマ用 そうぐそうちやく 装具を装着できない人 ひと</p> <p>(2) 先天性疾患(先天性 せんてんせいしつかんせんてんせい 鎖肛を除く。)に起因す きこうのぞきいん る神経障がいによる しんけいしょうがいによる 高度の排尿機能障が こうどはいにようきのうしょう い又は高度の排便 またこうどはいべん 機能障がいのある人 きのうしょうがいのあるひと</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する せんてんせいきこうたい 肛門形成術に起因す こうもんけいせいじゆつ る高度の排便機能障 こうどはいべんきのうしょう がいのある人 ひと</p> <p>(4) 3歳未満で発症した さいみまんはっしょう 脳性まひなどによる脳 のうせい 原性運動機能障がい げんせいうんどうきのうしょう がいで排尿若しくは排便の はいにようもはいべん 意思表示が困難な人 いしひようじこんなんひと</p>	障がい者が容易に しょうがいしやようい 使用できる。	-	<p>4～9月分、 がつぶん 10月～3月分 がつがつぶん を一括交付 いつかつこうふ</p> <p>※ 申請月 しんせいつき については がつがつ 3月と9月 になりま す。</p>

くぶん 区分	しゅ 種 目		しょう 障がい およ び 程度	せい 性 能	たい 耐用 ねん 年数	び 備 考
給付 きゅうふ	排せつ はい 管理 かんり 支援 しえん 用具 ようぐ		ぼうこう 機能障がい	ていしげ 低刺激性の ねんちやく 粘着材 を使用した しよ 密封型の みつぶが 収納袋で しよ 尿処理用 のキャップ 付とする。 ラテックス 製又はプラ スチック製 のもの。	-	4～9月分、 10月～3月分 を一括交付
			ちよくわ 直腸機能障がい	ていしげ 低刺激性の ねんちやく 粘着材 を使用した しよ 密封型又 は下部開 放型の収 納袋とし る。ラテ ックス製 又はプラ スチック 製のもの。	-	※ 申請月 に ついては3 月と 9月にな ります。
			ぼうこう、 下肢又は 体幹の障 がい、排 尿のコン トロール が困難又 は尿路変 更のスト ーマを造 設した人	(1) 男性用 :採尿器と 蓄尿袋で 構成し、 尿の逆流 防止装置 をつける ものとし る。ラテ ックス製 又はゴム 製のもの。 (2) 女性用 :耐久性 ゴム製採 尿袋を有 するもの 又はポリ エチレン 製の採尿 袋導尿管 付のもの。	-	

くぶん 区分	しゅ 種 もく 目	しょうがいおよ 障がい及び程度	せい 性 のう 能	たいよう 耐用 ねんすう 年数	び 備 考
給付 きゅうふ	住宅改修費 じゅうたくかいしゅうひ	* 居宅生活動作補助用具 きょたくせいかつどうさほじょようぐ	<p>しょうがいしゃの移動等を円滑にする用具で次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>かし、たいかんきのうしゅう または 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の人で学齢児以上</p> <p>ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上で学齢児以上</p>	<p>(1) 手すりの取付け</p> <p>(2) 床段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	給付は原則1回とする。
貸与 たいよ	情報・意思疎通支援装置 じょうほういしそつうしえんそうち	福祉電話 ふくしでんわ	<p>なんちようしゃ または 外出困難な身体障がい者(ただし、満18歳未満の人を除き、原則、障がい等級が1級・2級の人)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人及びファックス被貸与者</p>	障がい者が容易に使用できる。	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)

注1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の四肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

注2) 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

② 知的・精神障がい者の日常生活用具 知 精 マ

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考
給付	支援用具 介護・訓練	*特殊マント 知的障がいの程度が重度 又は最重度 (原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有する。	5年	常時介護を要する者に限る。
	頭部保護帽	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		3年	
	特殊便器	知的障がいの重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	温水温風を出す。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	○火災警報器	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級(医師の意見書が必要)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
	○自動消火器	知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級(医師の意見書が必要)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火する。	8年	火災発生 の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
○電磁調理器	知的障がいの重度又は最重度で18歳以上の人	障がい者が容易に使用できる。	6年		

③小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具

世帯階層区分に応じて負担があります。

なお、全機種とも障がい福祉課に『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

種目	対象者	性能	耐用年数
便器	便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用できる。(手すりを付けることができる。)	8年
	手すり	常時介助を有する人	5年
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる。	5年
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出す。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する。	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾病児童等の身体特性を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる。	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	8年
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易にできる。	5年

しゅもく 種目	たいしやうしや 対象者	せいゆう 性能	たいようねんすう 耐用年数
しがいせん 紫外線カットクリーム	しがいせん たい ぼうぎょき 紫外線に対する防御機 のう いちじる か 能が著しく欠けて、が んや神経障がいを引き おこすことがある人	しがいせん 紫外線をカットできる。	-
ネブライザー(吸入器)	こきゅうききのう しやう 呼吸器機能に障がいの ある人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうまた 小児慢性特定疾病児童等又は かいじよしや ようい しやう 介助者が容易に使用できる。	5年
パルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	じんこうこきゅうき そうちやく ひつ 人工呼吸器の装着が必 要な人	こきゅうじやうたい けいぞくてき 呼吸状態を継続的にモニタリング することが可能な機能を有し、 かいじよしやとやうい しやう 介助者等が容易に使用できる。	-
くろま 車いす	か し が ふじゆう ひと 下肢が不自由な人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとう しんたい 小児慢性特定疾病児童等の身体 きのう じゆうぶん ふ 機能を十分踏まえたものであって、 ひつよう きやうど あんていせい ゆう 必要な強度と安定性を有する。	5年
とうぶほごぼう 頭部保護帽	ほつきとう ひんぱん 発作等により頻繁に てんとらう ひと 転倒する人	てんとらう さい しやうげき とうぶ ほご 転倒の際の衝撃から頭部を保護で きる。	3年
でんきしき きゆういんき 電気式たん吸引器	こきゅうききのう しやう 呼吸器機能に障がいの ある人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうまた 小児慢性特定疾病児童等又は かいじよしや ようい しやう 介護者が容易に使用できる。	5年
クールベスト	たいおんちやうせつ いちじる むずか 体温調節が著しく難 しい人	べすとをれいきやく いつていおんど たも ベストを冷却し、一定温度に保つ。	-
スチーム装具(消化器系)	じんこうこうもん ぞうせつ ひと 人工肛門を造設した人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうまた 小児慢性特定疾病児童等又は かいじよしや ようい しやう 介護者が容易に使用できる。	-
スチーム装具(尿路系)	じんこうぼうこう ぞうせつ ひと 人工膀胱を造設した人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうまた 小児慢性特定疾病児童等又は かいじよしや ようい しやう 介護者が容易に使用できる。	-
じんこうはな 人工鼻	じんこうこきゅうき そうちやくまた 人工呼吸器の装着又 きかんせつかい ひつよう ひと は気管切開が必要な人	しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうまた 小児慢性特定疾病児童等又は かいじよしや ようい しやう 介護者が容易に使用できる。	-

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。